

## 地域活動協議会に対する財政的支援について

### 1 地域活動協議会の位置付け

校区等地域を単位として、地域団体をはじめ、市民活動団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な活動主体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野における地域課題への対応や地域のまちづくりの推進といった地域経営を行う住民自治組織

### 2 財政的支援についての基本的な考え方

地域活動協議会は、特定の分野ではなく防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど広く地域のまちづくり全般を活動対象とし、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有していることから、一般の活動団体に対する活動補助とは別の特別な財政的支援を行う。

### 3 財政的支援を受けるために地域活動協議会が備えておくべき要件

#### (1) 活動内容の総合性・補完性

活動分野が防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど広く地域のまちづくり全般にわたるとともに、広く住民全般を対象とする活動を行っていること。

#### (2) 参画団体の多様性

地域団体をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な活動主体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。

#### (3) 運営の自律性

事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。

#### (4) 運営の民主性

意思決定機関の選任、事業計画の決定などの組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること。

#### (5) 非営利性

営利を目的とする活動をしていないこと。

#### (6) 非政治性・非宗教性

政治的活動や宗教的活動をしていないこと。

## (7) 唯一性・継続性

校区等地域における唯一の組織であり、活動の継続性が認められること。

## 4 財政的支援の内容

### (1) 活動経費に対する一括補助

#### ア 趣旨

地域活動協議会は、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行うものであることから、同協議会のもとで行われる公益性のある活動に対する補助については、その活動の公益性や用途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねることとするもの。

#### イ 補助限度額

区長が、毎年度、予算の範囲内において校区等地域ごとに設定

#### ウ 補助の対象とする活動

##### ㊦ 補助の対象とする活動分野

区長が校区等地域ごとに指定する分野(例：防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど)については、必ず活動を実施しなければならないものとするが、それ以外の分野を任意に付加することもできることとする。

∴ 地域活動協議会は、本来、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど広く地域のまちづくり全般を活動対象とし、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完する機能を有していることから特別な補助を実施するものであるので、補助の対象とする活動分野は、地域活動協議会の判断にすべて委ねるのではなく、区長が当該校区等地域の状況を考慮して指定する分野については、必ず活動を実施しなければならないこととする。

##### ㊧ 補助の対象とする活動の内容(事業内容)

限定はしない。ただし、個々の事業の公益性は審査する。

#### エ 補助の対象とする活動経費

補助の対象とする活動経費(補助金の用途)は限定する。

#### オ 補助率

補助の対象とする活動経費の 2 分の 1 を上限とする。ただし、経過措置期間を設け、平成 25 年度については補助対象とする経費の全額とし、平成 26 年度以降については、

地域活動協議会の活動状況や自主財源の状況を踏まえて検討する。

∴ 地域活動協議会は、形成当初は自主財源を持たないことから、活動のための経費に充てる財源を一定確保しなければ活動に支障を来たすことが考えられるので、平成 25 年度については補助率は 100 パーセントとするが、ビジネス化手法の導入などにより自主財源を確保するよう区役所や中間支援組織が積極的に支援し、可能な限り速やかに補助率を 2 分の 1 にする。

## カ 支出方法

単年度精算とし、翌年度には繰り越さないものとする。

## (2) 運営経費に対する補助

### ア 趣旨

地域活動協議会が、校区等地域内の住民全般を対象として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行うといった、準行政的機能を有していることから、同協議会自体の公益性にかんがみ、その運営経費の一部を補助するもの。

### イ 補助限度額

活動経費に対する補助額(活動経費に対する補助率の経過措置期間中は、補助率を 2 分の 1 として算定した補助額)の一定割合とし、区長が、毎年度、予算の範囲内において校区等地域ごとに設定

∴ 運営経費は活動に伴い必要となるものであることから、活動経費に対する補助額と連動させるもの。

### ウ 補助の対象とする経費

地域活動協議会の運営経費(物件費や事務局の人件費)。ただし、使途や業務内容は限定する。

### エ 補助率

補助の対象とする経費の全額

### オ 支出方法

単年度精算とし、翌年度には繰り越さないものとする。

## (3) 区長による認定

### ア 区長による認定

地域活動協議会は、財政的支援を受けるに当たっては、3の(1)から(7)までの要件を具備していることについて、区長の認定を受けなければならないこととする。

#### イ 中間支援組織からの意見聴取

区長は、認定に当たっては、中間支援組織の意見を聴くものとする。

(∵ 区長の判断に資するとともにその客観性を担保するため。)

#### ウ 認定期間

地域活動協議会が3の(1)から(7)までの要件を継続して具備していることを確認するため、認定については、有効期間を設け、更新できることとする。

### 5 具体的な制度設計

以上の内容を全市的な基準として、具体的な補助事業は、各区長において行う。